

平成 29 年度 学校経営計画及び学校評価

1 めざす学校像

『一人ひとりのいのちの輝きを大切に』を合言葉に、すべての子どもたちの自立と社会参加をめざし、学校・保護者・地域や関係機関との連携を図り、子どもたちの障がいや発達状況に応じた専門性の高い教育活動を行う学校をめざします。その実現のために、以下の4点を重点とした学校経営に取り組みます。

- 1. 児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた教育活動をすすめる学校
- 2. 支援教育に関する高い専門性に基づく教育をすすめる学校
- 3. 保護者や地域に信頼される開かれた学校
- 4. 児童生徒の生命を慈しみ人権を守る安心で安全な学校

2 中期的目標

- 児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた教育活動の推進
 - (1) 就労を通じた社会的自立をはじめとする自己実現や社会参加を促進する教育の充実を図る。
 - (2) 一人ひとりのニーズに応じたキャリア教育の充実を図るために「個別の教育支援計画」の有効活用を進めるとともに、関係機関との連携を促進する。
 - (3) 高等部における職業コースの充実のために、就労をめざす科目（職業・作業・実習）の関連性を明確にし、授業内容の充実を図る。
 - (4) キャリア教育PTが関係分掌等と連携して、キャリア教育全体計画を推進し、授業内容の充実と学校全体としての一貫性のあるカリキュラム試案を作成する。
 - (5) 効率的・機能的な運営組織の構築により「子どもと向き合える時間」の確保を図る。
 - (6) 「校外学習及び泊行事全体計画」を策定し、キャリア発達に即した行事の実施をめざす。
※ カリキュラム及び授業改善に対する肯定的評価を 80%とする。
※ 新運営組織に対する肯定的評価を 75%とする。
- 支援教育に関する高い専門性と授業力の向上
 - (1) 全校共通の教育課題を解決するための統一研修テーマを設定し、系統的に研修が受講できる体制を構築する。
 - (2) 教員の授業力の向上のための校内研修や公開授業を実施する。
 - (3) ICT機器を活用した授業力の向上に努める。
 - (4) 教職員の年齢構成の変化を踏まえ、様々な教育課題に対応するため、新任者をはじめ教職経験年数の少ない教職員の資質・能力の向上を図る。
 - (5) 支援教育に関する知識・技術・技能の継承を組織的に実施できるようにベテラン教員—中堅教員—若手教員をつなぐパイプ役として首席を中心としたミドルリーダーの養成に努める。
 - (6) 自立活動指導の在り方を再検討することにより、自立活動におけるより広範でレベルの高い専門性の向上と指導内容の充実を図る。
 - (7) 指導教諭の職責を次のとおりとし、高い専門性と授業力の向上に資する。①首席と連携した校内研修体制の推進②初任期教員の指導及びOJT担当③系統的な研修の企画運営
※ 授業力向上のための取組みに対する肯定的評価を 85%とする。
※ 自活ADSに対する教員の肯定的評価を 95%とする。
- 保護者や地域に信頼される開かれた学校づくり
 - (1) 学校情報の積極的な発信に努める。特に学校ホームページの内容の充実とともに広報活動の充実をめざす。
 - (2) 進路指導を充実するために進路に関する適切な情報をスピーディに提供する。
 - (3) 学校教育自己診断の結果への対応・対策、及び学校協議会での協議・提言等をスピーディに具体化するための校内体制を確立する。
 - (4) 「ともに学び、ともに育つ」教育を推進し、障がいのある児童生徒が地域社会の中で積極的に活動し、豊かに生きるために、小中高校との「交流及び共同学習」を計画的、組織的に継続して実施する。
 - (5) 地域における支援教育の専門性向上のためにセンター的機能の充実（校内組織の強化・本校教員の支援教育に関する専門性・コーディネート力・コミュニケーション力・カウンセリング力の向上）を図る。
 - (6) 課題を抱えた児童生徒及びその家族への家庭教育支援の充実のためにリーディング・スタッフ(L・S)1名に校内支援業務を担当させるとともに、担当首席との連携強化を図る。
※ 学校ホームページに対する肯定的評価を 85%とする。地域支援に対する肯定的評価を 75%とする。家族支援に対する肯定的評価を 75%とする。
- 人権を守る安心で安全な学校づくり
 - (1) 人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進する。
 - (2) 児童生徒の主体的な人権啓発活動を推進するために、児童生徒会人権委員会の活動内容を充実させる。
 - (3) 「安全で安心な学校づくり推進事業（府立学校）における研究協力員」に教員を推挙し、実践事例や研究成果の情報提供を行い、テーマ別研修、学区別研修に参加して研究を進める。
 - (4) 児童生徒会人権委員会の活動内容の充実や系統的な人権教育及び人権研修の在り方（特に経験年数の少ない教職員）についてその方向性を確立する。
 - (5) 本校児童生徒の実態に応じた実践的な避難訓練を実施するとともに、災害時の危険要因を除くための校内一斉安全点検を充実する。
 - (6) 大災害への対応のために「本校版BCP」を策定する。
 - (7) 医療的ケアを必要とする児童生徒の安全確保のために、医療的ケア校内マニュアル、安定した看護師体制、校内組織の強化を推進する。
※ 人権啓発活動をはじめ人権意識の涵養への取組みに対する肯定的評価を 85%とする。
※ 防災対策に対する肯定的評価を 85%とする。
※ 医療的ケアに対する肯定的評価を 80%とする。

